

令和6年2月19日

報道機関各位

枚方市提供

## 障害者相談支援事業における消費税の補填について

今般、本市が社会福祉法人等に委託している障害者相談支援事業において消費税が含まれていなかったことが判明したため、当該消費税分について補填を行うこととしましたので、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1. 事案の概要

- (1) 本市では、障害者相談支援事業については、当初、社会福祉法上の「第二種社会福祉事業」として位置付けられ、消費税法上の非課税事業として取り扱われてきたことから、平成24年度の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）」の改正により、事業体系が見直された後も、非課税事業との認識の下で当該事業の委託を続けてきました。
- (2) しかしながら、昨年10月4日付けのこども家庭庁及び厚生労働省からの事務連絡（「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」）（別紙参照）により、障害者相談支援事業については、社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となること、また、自治体が障害者相談支援事業を民間事業者へ委託する場合には、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があることが示されました。
- (3) これを受けて、本市においても、障害者相談支援事業を委託している事業者に対して、未払の消費税分について補填を行うものです。

#### 2. 補填の対象となる事業等

- (1) 対象：平成30年度から令和5年度までに係る障害者相談支援事業
- (2) 対象の事業所
  - ① 平成30年度から令和2年度まで：6法人
  - ② 令和3年度から令和5年度まで：7法人
- (3) 補填額
  - ① 令和5年度 690万円
  - ② 平成30年度から令和4年度まで 約3,000万円（見込み）

### 3. 事案の処理

#### (1) 令和5年度分

現行の委託契約を変更して、消費税分を追加して支払うものとします。

なお、必要になる予算については、令和6年3月定例月議会の補正予算案において計上をする予定です。

#### (2) 平成30年度～令和4年度分

各法人からの税務署への修正申告に基づいて確定した過年度分の消費税及び、延滞税等に相当する金額を令和6年度に支払うものとします。

#### 【問い合わせ先】

健康福祉部 福祉事務所 障害企画課

TEL) 072-841-1152

FAX) 072-841-5123

MAIL: shogaif@city.hirakata.osaka.jp